

定 款

制定 平成24年 9月 3日

改定 令和 3年 4月20日

改定 令和 7年 5月23日

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 栃木県冷凍空調工業会（以下、「本会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、冷凍空調設備に関する事業を行う者又は冷凍設備を有する者をもって組織し、会員の健全な業務運営と業界の発展を図るとともに、高圧ガスの災害の防止並びに安全推進に努めることにより、社会経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 冷凍空調設備及び冷凍空調機器の災害防止・保守管理等安全対策に関する調査研究並びに啓発指導
- (2) 冷凍空調設備技術に関する情報・統計資料等の収集・研究並びに提供
- (3) 高圧ガス保安協会の検査員の選出並びに同会による保安検査・施設検査及び保安教育活動への協力推進
- (4) 官公庁及び関係する団体・機関との情報交換及び連携
- (5) 講習会・講演会及び研修会等の開催
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員等)

第5条 本会には、以下の会員を置く。

- (1) 正会員 栃木県内に本店又は支店及び事業所もしくはそれに準ずる営業所を有する冷凍空調設備事業者又は冷凍設備を有する者であり、当法人の事業に賛同する法人又は個人であつて、次条の規定により本会の会員となつた者
 - (2) 賛助会員 本会の事業に賛同する法人又は個人
- 2 前項の会員のうち、第1号の正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

(会員の資格の取得)

- 第6条 本会の正会員になろうとする者は、第35条の各部会（以下「各部会」という。）の推薦を得た上で、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 本会の賛助会員になろうとする者は、各部会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
 - 3 前項のほか賛助会員に関する事項については、各部会が別途定める賛助会員規定によるものとする。

(経費等の負担)

- 第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になつた時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。
- 2 賛助会員は、各部会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

- 第8条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- 2 賛助会員は、各部会において定める退会届をその部会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

- 第9条 本会の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

(会員名簿)

第 11 条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

- 2 賛助会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿は、各部会において作成する。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 合併の承認及び解散
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業

年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より2週間前までに各正会員に対して発する。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

理事長に事故があるときは、当該総会において理事の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併の承認及び解散
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 19 条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があつた場合において、その事項につき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

2 前項の場合には、総会の決議があつたものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成しなければならない。

(議事録)

- 第 20 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第 21 条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事を理事長とし、代表理事以外の理事のうち5名以内を業務執行理事とすることができる。
 - 4 前項の業務執行理事は、副理事長及び専務理事とする。
 - 5 常勤の理事を専務理事とすることができる。

(役員を選任)

- 第 22 条 理事及び監事は、各部会において推薦された正会員の中から総会の決議によって選任する。
- ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長及び専務理事は理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
 - 4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 5 専務理事は、理事長及び副理事長がともに事故あるときはその職務を代理し、欠員のときはその職務を行う。

(監事の職務及び権限)

- 第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 26 条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

・ (報酬等)

- 第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

- 第 28 条 本会に、顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により正会員又は正会員以外の者から選任する。

3 顧問の任期は、理事の任期に準ずるものとする。

(技術指導員)

第 29 条 本会に、技術指導員を若干名置くことができる。

2 技術指導員は、高圧ガス保安協会検査員の資格審査に合格した者であり、理事会の推薦を受けた者を選任する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 部会・委員会・事務局

(部 会)

第35条 本会に部会を置く。

2 部会の名称は、次のとおりとする。

(1) 冷凍空調設備部会

(2) 冷凍施設保安部会

3 部会の構成は、次のとおりとする。

(1) 冷凍空調設備部会は、冷凍空調設備業者の正会員及び賛助会員で構成する。

(2) 冷凍施設保安部会は、冷凍設備を有する高圧ガス許可事業者及び高圧ガス届出事業所の正会員及び賛助会員で構成する。

4 各部会に部会長及び副部会長を置く。

部会長及び副部会長は、各部会の理事会において、選定する。

5 各部会長は、理事会の決定に従い、各部会の業務を執行する。

副部会長は、各部会長の業務を補佐する。

6 各部会の業務の運営に関する事項については、部会ごとに決議し、決定する。

7 各部会の会費の徴収等については、別に定めるものとする。

(委員会)

第36条 本会に、次の委員会を置く。

(1) 青年部委員会

2 本会の事業を行うため必要があるときには、理事会の決議をもって、前項以外の委員会を設置することができる。

3 第1項の委員会は、委員長1名、副委員長2名、委員で構成する。

4 委員会の運営に関する細則については、理事会において決定する。

(事務局)

第37条 本会の事務を円滑に処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び事務職員を若干名置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て理事長が別途定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入を得又は支出をすることができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第4号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及び事業報告の附属明細書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員の名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散す

る。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公 告)

第 44 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行う。

第 11 章 附 則

(最初の事業年度)

第 45 条 本会の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 46 号 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

| | |
|-------|-----------------------------|
| 住 所 | 栃木県宇都宮市鶴田町 1 9 6 0 番地 1 2 2 |
| 設立時社員 | 神 宮 晃 |
| 住 所 | 栃木県宇都宮市江野町 1 0 番 9 号 |
| 設立時社員 | 川 上 真 司 |
| 住 所 | 栃木県栃木市川原田町 1 6 4 5 番地 1 |
| 設立時社員 | 渡 邊 嘉 男 |
| 住 所 | 栃木県栃木市吹上町 1 5 2 7 番地 2 |
| 設立時社員 | 佐々木 靖 雄 |
| 住 所 | 栃木県宇都宮市竹下町 3 5 8 番地 4 2 |
| 設立時社員 | 井 田 滋 |
| 住 所 | 栃木県芳賀郡芳賀町大字芳志戸 1 9 番地 |
| 設立時社員 | 高 沼 雅 春 |
| 住 所 | 栃木県宇都宮市さるやま町 2 1 7 番地 6 7 |
| 設立時社員 | 服 部 芳 造 |

| | |
|-------|---------------------------|
| 住 所 | 栃木県宇都宮市下桑島町 5 5 4 番地 |
| 設立時社員 | 金 敷 圭 一 |
| 住 所 | 茨城県筑西市柴山 4 3 番地 1 |
| 設立時社員 | 杉 山 誠 彦 |
| 住 所 | 栃木県宇都宮市鶴田町 3 9 番地 6 |
| 設立時社員 | 増 子 幸 一 |
| 住 所 | 栃木県佐野市上羽田町 9 6 3 番地 |
| 設立時社員 | 川 村 文 男 |
| 住 所 | 栃木県鹿沼市日吉町 1 5 8 1 番地 2 1 |
| 設立時社員 | 寺 内 実 |
| 住 所 | 栃木県宇都宮市上戸祭町 2 9 9 3 番地 |
| 設立時社員 | 永 井 正 男 |
| 住 所 | 栃木県宇都宮市石井町 3 0 1 0 番地 4 6 |
| 設立時社員 | 渋 谷 和 男 |

2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(定款に定めがない事項)

第 47 条 この定款に定めがない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令の定めによるものとする。

変更：令和 7 年 5 月 2 3 日

この定款は、令和 7 年 5 月 2 3 日から施行する。